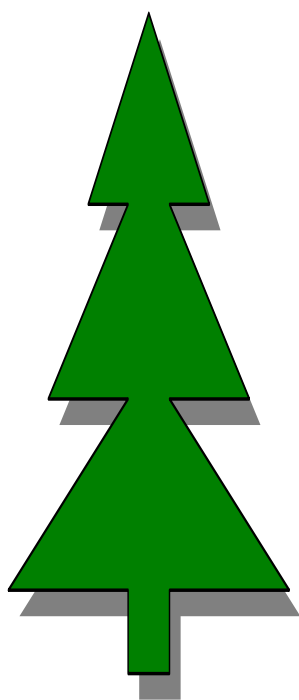


日本電産トーソク株式会社
環境報告書 2011
Environmental Report



1. 目次



1. 目次	P1
2. 本報告書について	P1
3. ごあいさつ	P2
4. 会社概要	P3
5. 環境方針	P4
6. 環境にやさしい製品群	P5, 6
7. 環境マネジメントシステムと体制	P7
8. 環境経営の主要な指標等の推移	P8
9. 環境会計	P9
10. 事業活動のマテリアルバランス	P10
11. グリーン購入・調達の状況	P11
12. 環境に配慮した輸送について	P12
13. 生物多様性への配慮	P13
14. 環境に配慮した製品設計	
14.1 有害物質の不使用	P13
14.2 省エネ化	P15
14.3 小型軽量化	P17
14.4 LCA	P17
15. 事業活動に伴う環境取り組み	
15.1 総エネルギー投入量と低減対策	P18
15.2 水資源投入、排水量と低減対策	P18
15.3 事業所内の循環的利用を行っている物質	P19
15.4 総製品生産高	P19
15.5 温室効果ガスと低減対策	P19
15.6 大気汚染、生活環境に対する負荷	P21
15.7 化学物質の排出量と低減対策	P21
15.8 廃棄物等排出量と最終処分量及び低減対策	P22
16. 外部コミュニケーション	
16.1 お客様とのかかわり	P23
16.2 サプライヤーとのかかわり	P23
16.3 地域社会とのかかわり	P23
17. GRIガイドライン対照表	P24~26

2. 本報告書について

1. 対象期間：2010年4月1日～2011年3月31日

2. 対象範囲：日本電産トーソク株式会社

本社・開発技術センター（神奈川県座間市）

山梨事業所（山梨県北杜市）

日本電産トーソク・ベトナム（連結対象）

日本電産トーソク秋葉・ベトナム（連結対象）

日本電産東測（浙江）有限公司（連結対象）

東測機器（上海）有限公司（連結対象）

尚、本報告書にはGRIガイドライン対照表を付けて有りますが、GRIには準拠していません。

3. ごあいさつ

当社は、地球規模の環境保全が重要課題であるとの認識に基づき、企業の社会的責任を果たすために、全ての企業活動を通して環境への影響を軽減する様に行動致します。

・製品における環境配慮

当社は法令とお客様の環境へのご要求に加え、有害物質排除、省エネ化、小型軽量化、LCAと言う、ECO製品の4要素を各製品群の環境配慮設計に取り入れ、環境に優しい製品づくりを行っています。またそれらの製品群に使用する部品等の外注・購入では、グリーン調達ガイドラインを作成しサプライヤーの皆様と協力して、グリーン化を推進しています。

欧州のRoHS、ELV指令やCEマーキング/REACH規則等の海外法規制にも、当該国へ直接輸出する製品だけでなく、積極的に対応しております。特に自動車部品事業では、2009年度以降ECO製品比率100%を達成しております。

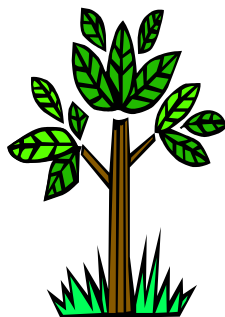
・事業所での環境保全活動

当社ではISO14001を2005年7月、子会社の日本電産トーソク・ベトナムはそれに先立ち2001年9月に取得済です。当初活動は、ゴミの分別・削減、コピー用紙の削減、省エネに留まりましたが、2007年度からはCO2排出量の算定、環境会計、梱包・補材のリサイクル、荷主としての輸送改善、近隣道路の清掃等を行い、2008年6月に当社初の環境報告書を発行しました。また日経環境経営度調査にも2008年に初めてエントリーし、2010年は製造部門で180位/475社（前年245位/484社）と着実に順位を上げています。

当社は前年度から、改正省エネ法の「特定事業者」と成り、重点活動としては、生産部門とオフィス部門に分けてCO2削減の環境投資案件を中長期計画として策定し、定期報告書を提出し、2014年までの5年間で年平均1%CO2原単位削減を推進させて参ります。

私ども日本電産トーソク株式会社の社会や環境に対する取り組みを、多くの方々にご理解頂き、また皆さまの率直なご意見やご助言をいただければ幸いです。

環境担当役員 梶原 一郎



4. 会社概要

名称： 日本電産トーソク株式会社

創立： 昭和 24 年 4 月 1 日

資本金： 50 億 87 百万円

従業員： 4,681 名

(2011 年 3 月 31 日現在) 正社員のみ

本社(座間)	山梨事業所	NTVC(ベトナム)	NTAV(ベトナム)	NTZC(中国)	NTSS(中国)
497 名	84 名	3,709 名	88 名	287 名	16 名

敷地： 本社・開発技術センター及び第二工場 25,300 m²
山梨事業所 40,500 m²
建物： 本社・開発技術センター及び第二工場 33,800 m²
山梨事業所 15,500 m²

海外拠点： 日本電産トーソク・ベトナム (NTVC)

敷地： 49,459 m²

建物： 53,941 m²

日本電産トーソク秋葉・ベトナム (NTAV)

敷地： 5,959 m²

建物： 2,906 m²

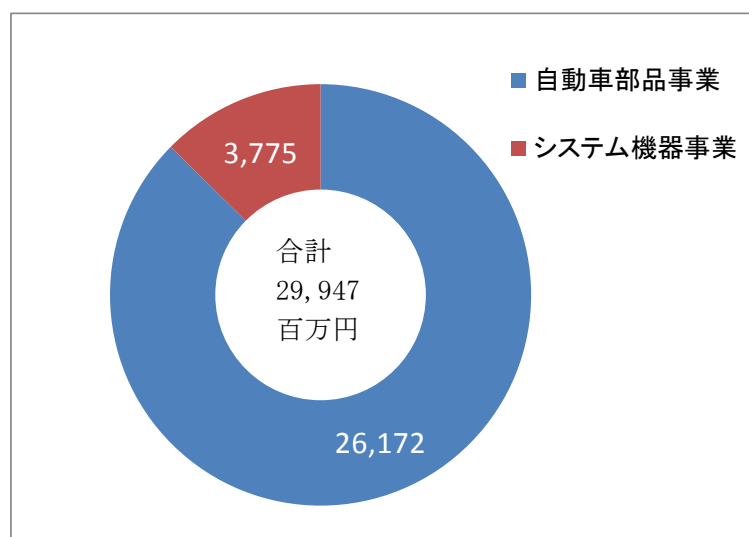
日本電産東測（浙江）有限公司 (NTZC)

敷地： 49,500 m²

建物： 7,010 m²

東測機器（上海）有限公司 (NTSS)・・・販売会社

セグメント別売上高 (2011 年 3 月期)



5. 環境方針

環境理念

日本電産トーソク株式会社は、地球環境の保全が世界共通の重要課題であるとの認識に基づき、企業の社会的責任を果たすために、全ての企業活動を通して地球環境への影響に配慮し行動する。

環境基本方針

当社は、自動車部品、システム機器の生産・販売を通して環境に与える影響を最も小さくなるよう努力する。

そのため「地球環境の保全」をスローガンに、人、自然、地域、地球環境に配慮し、以下の活動に取り組む。

- 1) 各部門の事業活動において、「省エネルギー」「省資源」及び「廃棄物の削減とリサイクル」に努める。
- 2) 事業活動を通して汚染の予防に努める。
- 3) 環境法規制及び当社が同意したその他の要求事項を遵守する。
- 4) システムの適切性を定期的に見直し継続的改善を推進する。
- 5) 環境方針は全従業員に理解させる。
- 6) この環境方針は、要求に応じ一般にも入手可能にする。

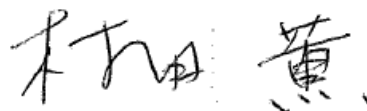
<環境行動指針>

1. STOP地球温暖化！ CO2削減に努めます。
2. もったいない精神で、省エネ・省資源を実行します。
3. リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル（4R）で、ゼロエミッションを目指します。
4. 環境設計とグリーン調達で、ECO製品比率を向上します。
5. 全員参加の環境取組により、社会的責任を果たします。

<2011年度環境方針>

- (1) 東日本大震災への節電対応として、全部署でありとあらゆる対策を講じる。
- (2) 省エネ法他法規制遵守を確認し、環境コンプライアンスを確実にする。
- (3) 環境訴求製品の拡大により市場への環境対策を推進し、社会的責任を全うする。

代表取締役社長



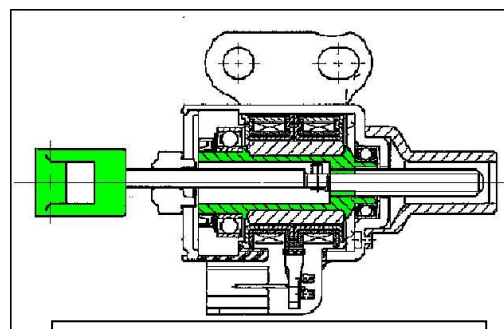
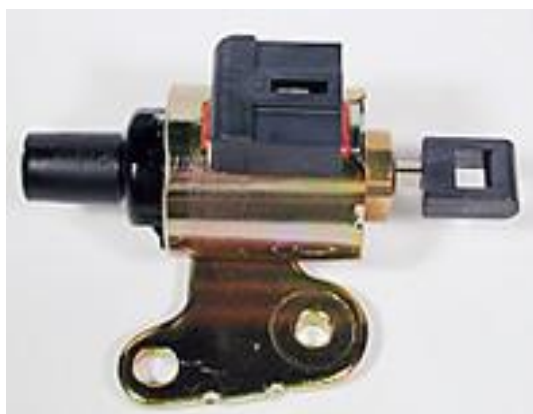
6. 環境にやさしい製品群

当社では世に送り出す製品への環境対応として、①有害物質の使用を排除、②従来製品よりエネルギー消費を削減、③小型軽量化による輸送コストの低減や省スペース化、④LCA (Life Cycle Assessment) を、お客様からのご要求に対応するだけでなく、自発的に推進しています。

1. 自動車部品



D-ATコントロールバルブ



緑部位：樹脂リサイクル材の採用

CVT用ステッピングモーター

2. システム機器



空気マイクロメータ

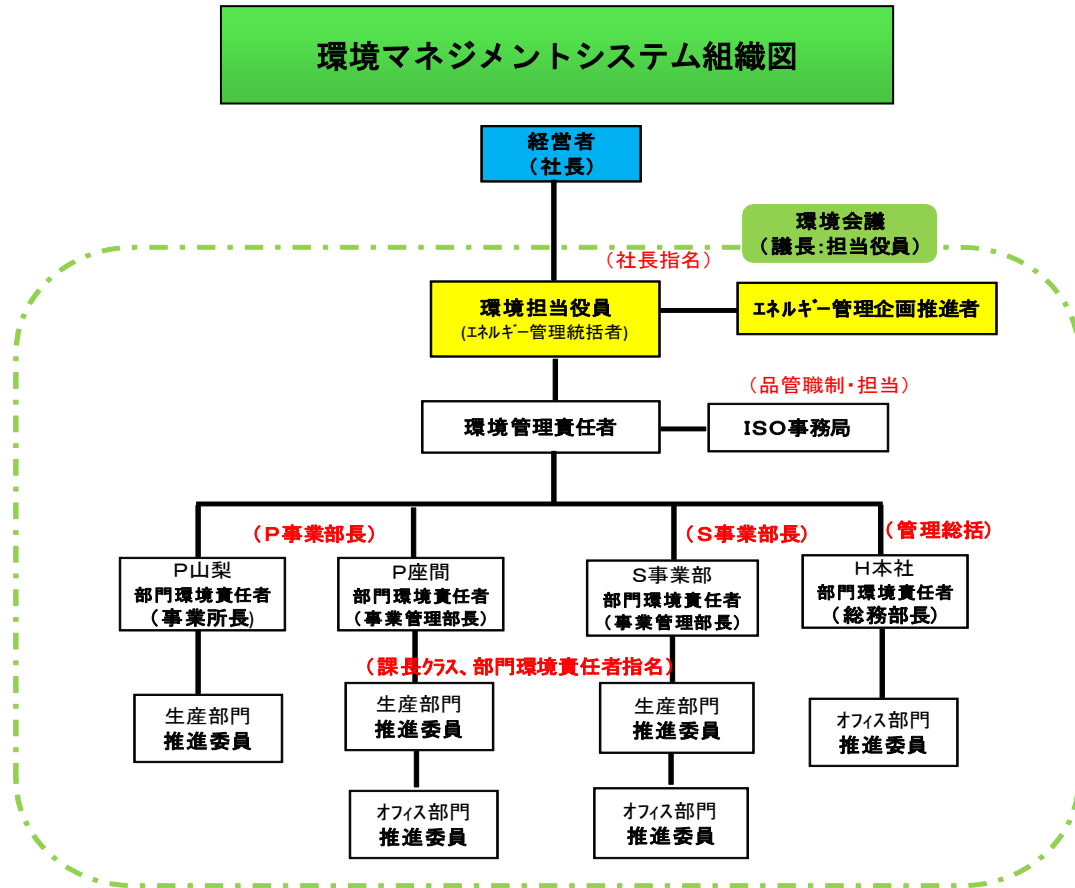


電気マイクロメータ



A/E変換器

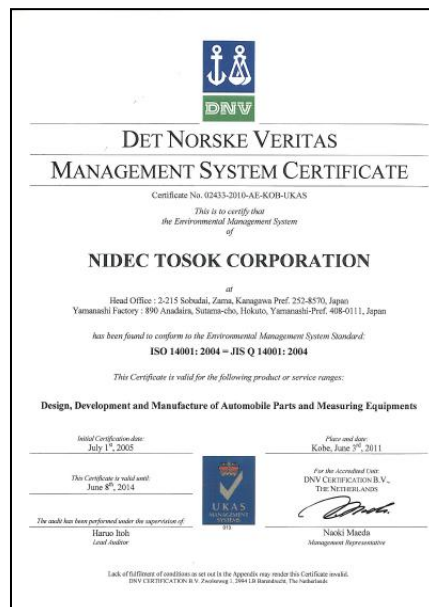
7. 環境マネジメントシステムと体制



当社は、環境マネジメントシステム国際規格 ISO14001:2004 を認証取得（2005年7月1日）し、2011年4月に更新審査を受審し、適切に維持運用しています。

認証機関：デットノルスケベリタス、認証番号：02433-2010-AE-KOB-UKAS

有効期限：2014年6月8日



8. 環境経営の主要な指標等の推移

1. 主要な環境パフォーマンス指標等の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
総エネルギー投入量 (GJ)	75,092	69,452	63,867	56,461	60,524
電力					
化石燃料	8,670	11,322	9,366	8,217	10,191
水資源投入量 [m3]	36,738	28,924	31,421	27,120	25,360
温室効果ガス排出量 [トン-CO2]	3,931	3,832	3,447	3,040	3,316
化学物質の排出量 (使用量) [kg]	312	245	213	124	1,310
廃棄物最終処分量 [トン]	218	180	136	92	96
総排水量等 [m3]	36,738	28,924	31,421	27,120	25,360

2. 環境に関する規制の遵守状況

当社は事業活動にあたり環境関連法規制の遵守を方針に掲げ、担当部門で情報を入手の上各事業部に展開して、法令遵守の徹底につとめております。

現時点で関連する主な法規制は下記の通りで、これらの遵守状況については毎年のマネジメント・レビュー時に、各部門に厳しくチェックを掛けております。

2010年度は、これら法規に違反しているものはありません。

また、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正で、これまで工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理にかわり、当社は、企業全体の09年度・年間エネルギー使用量(原油換算値)が1500kL以上であることから定期報告書及び中長期計画書を作成、提出いたしました。

環境関連法規

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 浄化槽法 ・ 土壌汚染対策法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 悪臭防止法 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 国等による環境物品等の調達の促進に関する法律 ・ 特定家庭用機器再商品化法 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律 ・ 水道法 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善促進に関する法律 ・ 毒物及び劇物取締法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 ・ 消防法 ・ 高圧ガス保安法 ・ 工場立地法 ・ 地球温暖化の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・ 特定製品に関するフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 ・ エネルギー使用の合理化に関する法律 ・ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 ・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 ・ 山梨県生活環境の保全に関する条例 |
|--|---|

9. 環境会計

環境保全コスト

当社では、環境保全に関わる投資額および工数を換算した費用額を把握しています。2010年度の費用額は総額44,884千円となり、前年度比27%増となっています。これは、一時帰休日のあった2009年に比べ稼働日が増えた分、廃棄物処理費等が増加したためです。

単位：千円

	内容	投資額	費用額
公害防止コスト	水質公害防止のための必要な費用 環境設備・保守点検・水質分析	4,728 (空調設備)	5,013
資源循環コスト	廃棄物処理費用・産廃、紙屑・廃油	0	20,534
管理活動コスト	環境推進委員会・環境会議・内部監査 環境教育・環境データ	0	17,264
社会活動コスト	近隣清掃活動 (1ヶ月毎 海岸、河川清掃活動参画)	0	2,073

(対象期間：2010年4月～2011年3月 対象範囲：国内事業所)

環境保全効果

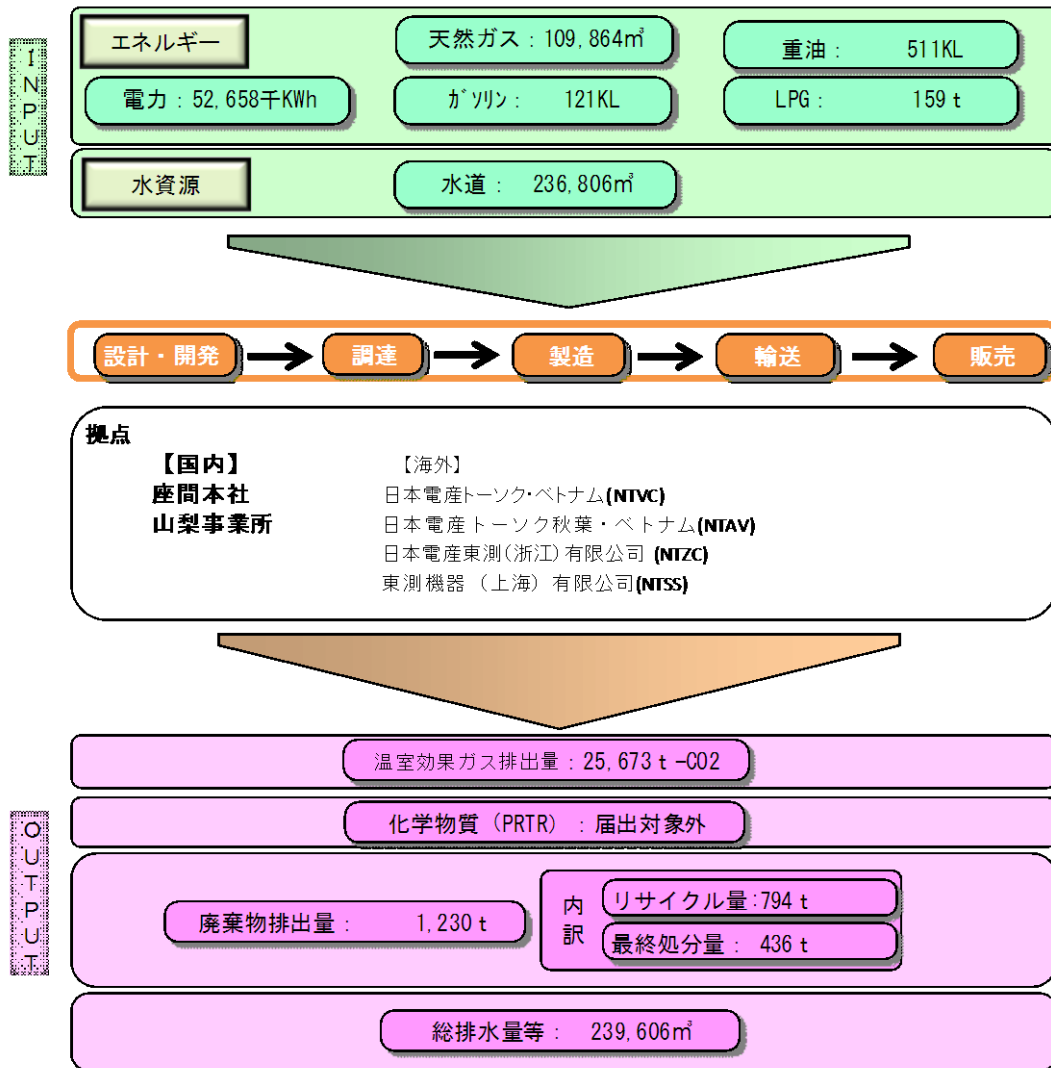
環境保全に関わるパフォーマンス指標（電力・水資源・廃棄物）の3年間の使用量及び削減金額の推移を示します。

電力及び廃棄物については、2010年度は稼働日増により増加しています。水資源については、2010年度は上水の元バルブ絞り及び便器流水弁絞りにより節水ができました。

分類	環境パフォーマンス指標(単位)	2008年度	2009年度	2010年度	対前年度比
INPUT	総電力使用量(kwh)	6,501,920	5,742,071	6,151,887	3,844千円
	水資源投入量(m3)	31,421	27,120	25,360	▲400千円
OUTPUT	廃棄物等排出量(kg)	408,603	347,309	356,525	3,249千円

(対象範囲：国内事業所)

10. 事業活動のマテリアルバランス



対象期間：2010年4月～2011年3月、対象範囲：国内事業所+海外(NTVC, NTAV, NTZC, NTSS)

11. グリーン購入・調達の状況

当社は、自然環境への影響を配慮するとともに、地球環境に与える影響をもっとも小さくなるよう努力することを基本理念とし、グリーン調達を推進しております。

「グリーン調達ガイドライン」を作成し、お取引先様に対し当社のグリーン調達に対する考えを示し、お取引先様からは有害物質不使用の「グリーン宣言書」を提出いただき（自動車部品事業部は対象 159 社全社から、システム機器事業部は対象 50 社中 46 社から提出済み）、サプライチェーンとして、環境への負荷の着実な低減、及び環境リスクの回避をはかっていく所存であります。

「グリーン調達ガイドライン」（要約）

購入・外注品への環境配慮

1) 化学物質

- ・法令で定められた事項「PRTR 法」環境汚染物質の削減、「MSDS」による届出義務の遵守
- ・新化学物質「REACH 規則」登録・評価・認可・制限に関する義務の順守
- ・電子部品関係の EU/RoHS 指令に代表される、6 物質（鉛、水銀、カドミウム、6 価クロム、PBB、PBDE）の規制遵守
- ・自動車部品関係の EU/ELV 指令と GADSL に代表される、環境負荷物質の使用に関する制限の遵守

2) エネルギー

- ・「省エネ法」「温対法」で定められた事項の遵守
- ・省エネルギーの製品開発に努める

3) 包装・梱包

- ・包装・梱包材は繰返し使用できるものを使用し、製品の納入後は回収・リユースするよう努める、リユースしない包装・梱包材は、廃棄する際、環境に負荷を与えない材料を使用する

4) 省資源・リサイクル

- ・小型・軽量化に努め使用量削減に努める
- ・リサイクル容易な材料を選定する
- ・リサイクルの容易性を考慮した設計と、材質の選定に努める

「グリーン宣言書」（要約）

RoHS 指令禁止 6 物質に対する不使用宣言の内容例

- 1) 環境法規制を遵守致します。
- 2) 貴社に納入する製品/部品につき、RoHS 指令禁止物質を使用していないことを保証致します。
- 3) 貴社から要請のあった場合には、エビデンスを速やかに提出致します。

12. 環境に配慮した輸送について

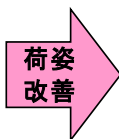
1. 環境負荷物質の低減

当社は、原材料の調達～生産～製品販売のサプライチェーン（サプライヤー、海外子会社、顧客との一連）の物流において、CO2削減を含めた環境負荷物質の低減に毎年改善を積み重ねております。自動車部品事業部の改善計画を以下に示します。

改善項目	09年度	10年度	11年度
輸送距離重量の短縮 (CO ₂ 削減)	<ul style="list-style-type: none"> 購入品物流川崎直納化 納入物流直納化 機種拡大(2→4機種) 空容器直接返却 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調達化拡大(NTVC) 機種拡大(4→6機種) 荷姿改善(輸送効率向上) 対象拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調達化推進(NTZC) 直納先拡大(J社向け) 荷姿改善(輸送効率向上) 対象拡大(J社向け分)
ワンウエー荷姿廃止	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール、トレーの廃棄削減 ワンウエートレーの 再利用実施 	<ul style="list-style-type: none"> リターナブルトレーの 採用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ワンウエートレーの 薄肉化(省資源化)
ユニパック使用限定化	<ul style="list-style-type: none"> 専用パレット+ホリ組合せ化 廃棄削減(定期補充停止) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規C/V Assy (新規2ユニット採用) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規C/V Assy
ホリ容器強化型採用	<ul style="list-style-type: none"> 棄損ホリ廃棄量ミニマム化 (専用ホリの導入禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規C/V Assy, Sol Assy (汎用ホリ採用) 汎用ホリ採用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 新規C/V Assy, Sol Assy 汎用ホリ標準化
防錆油削減と分離処理	<ul style="list-style-type: none"> ホリ袋、トレー再利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 製品残存油 油回収 回収油の再利用 	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の再利用(継続)

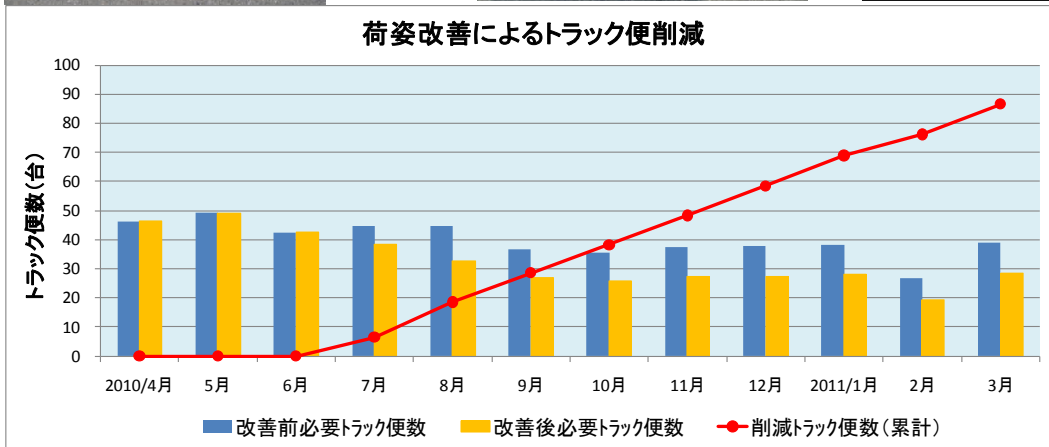
2. 2010年度物流に関する改善事例

上記 低減活動中、2010年度改善において顕著な効果の上昇した、荷姿改善による輸送効率向上についての効果を説明します。ベトナム製の製品は従来トライウォールを使用(左の写真)し、輸送を行っていましたが、コンテナ容器の強度向上等の背景が有り、平パレット化(右の写真)に荷姿を変更(改善)することにより、従来の荷姿に対し、25%の輸送効率向上を行いました。これにより輸送量が削減され、年間にて13,723kgのCO2削減効果が得られました。



★効果
輸送効率 25%UP
C/V ASSY
 従来 1,920台/コンテナ
 =32ユニパック
 改善 2,400台/コンテナ
 =40パレット

荷姿改善によるトラック便削減



13. 生物多様性に対する配慮

「生物多様性」とは、すべての生物種の多さと、複合した生態系間での変異性をいい、種内・種間の過去から未来への生態系の多様性を含むものです。

当社及び海外グループ会社では、大規模な土地開発など生物多様性に直接大きな脅威を与えるような事業活動は行っておりません。社員のボランティアによる河川清掃など環境保全活動への参加奨励を継続していますが、2011年度からは日本電産グループのガイドラインに則り本格的に活動を開始する予定です。

<山梨事業所>



14. 環境に配慮した製品設計

製品づくりにおいて、製品が環境に与える影響をさまざまに考慮していかなければなりません。当社では新製品開発時には、①有害物質の不使用、②省エネ化、③小型軽量化、④LCAの4要素を折込み、環境に配慮した製品づくりを推進していきます。

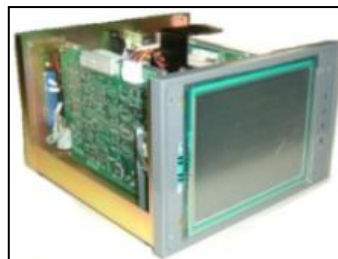
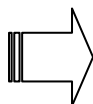
14.1 有害物質の不使用

<自動車部品> Reach 規則含め、お客様要求仕様に 100%合致した製品になっています。

<システム機器製品>

環境負荷軽減製品 (RoHS 対応製品)

- ・計測表示器：筐体の六価クロムメッキ廃止、基板の鉛フリー半田化、低電力 CPU 化



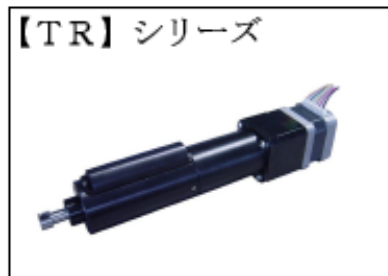
14.1 有害物質の不使用（つづき）

<システム機器製品>

- ・アクチュエータ： 高剛性・高精度



- 高精度・高推力



- ・XYステージ： 小型、高耐荷重



- ・画像検査装置：鉛フリー半田対応ボード組み込み

RVP64 ボード



RV84 ボード



RV8200(最終製品)



14.2 省エネ化

<自動車部品>

自動車メーカー、ユニットメーカーとの共同開発実績を培ったノウハウにより、油、水、空気の流量制御等の省エネ製品を開発しています。

<システム機器製品>

省エネ対応製品

- ・空気マイクロメータ用エアカットシステム

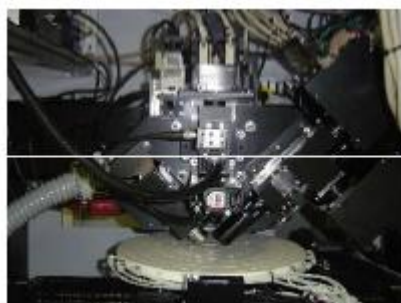
待機時のエアークット
エア消費量を
1/30に低減



- ・マイクロメータ用表示器：低消費電力 CPU 搭載ボード（14.1 写真参照）

生産性向上製品（高速・高精度）

- ・画像検査装置 ウェーハバンプ検査装置：内部照明のLED化



検査部とウェーハ真空吸着ホルダ



14.2 省エネ化（つづき）

<システム機器製品>

生産性向上製品（高速・高精度）

- ・高速3Dスキャナ（RVL6540）：高速全自動で全周形状測定（従来比3倍）



- ・画像検査装置 円筒内面欠陥検査装置：画像判定による効率化
(エアーインターロック省エネ化、アルミ軽量化)



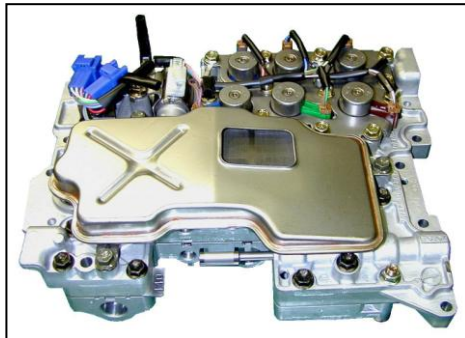
14.3 小型軽量化

<自動車部品>

小型軽量化製品

- ・コントロールバルブ：オイル消費流量の低減（低燃費化）

<従来品>



<新製品>



軽量化率（従来比）

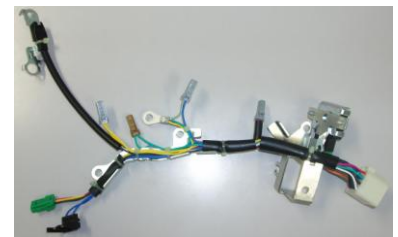
▲ 11%

- ・CVT用配線板

<従来品>



<新製品>



軽量化率（従来比）

▲ 63%

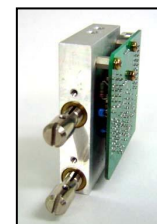
<システム機器製品>

- ・空気／電圧変換器

<従来品>



<新製品>



体積率（従来比）

▲ 90%

14.4 LCA (Life Cycle Assessment)

自動車部品においては、欧州のELV指令に対応するため、設計・製造・廃棄にいたるLCAを進めております。

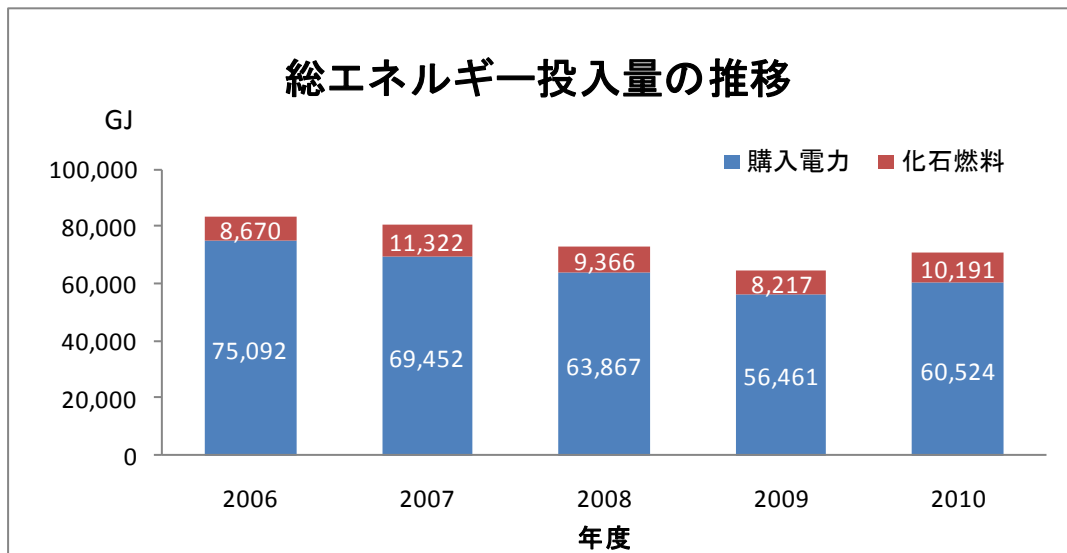
システム機器製品は、LCAを考慮し、原材料から環境配慮設計を推進しています。

15. 事業活動に伴う環境取り組み

15.1 総エネルギー投入量と低減対策

当社では、電力などエネルギー投入量の低減に取り組んでいます。2010年度までの総エネルギー投入量について、資源エネルギー庁の定める「エネルギー源別発熱量表（平成13年3月30日改訂）」の熱量換算係数により算定しています。

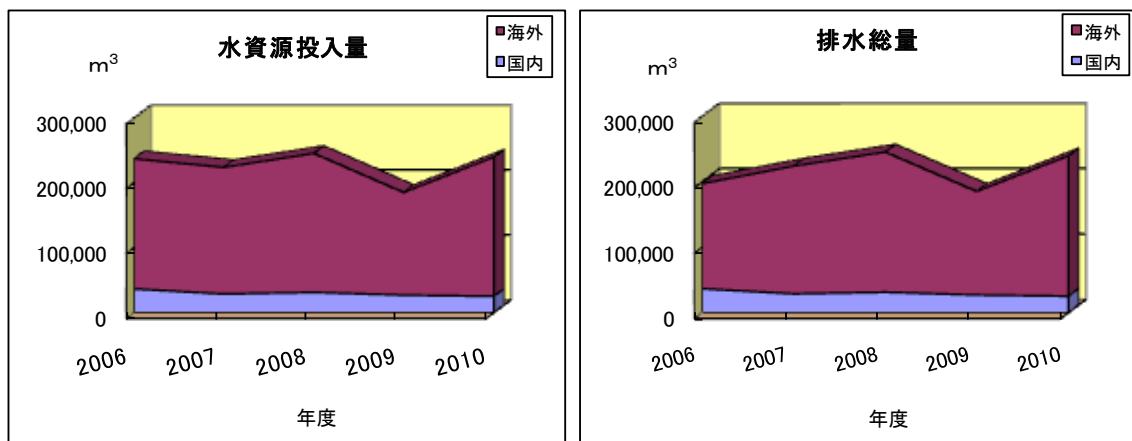
オフィス部門では、職場毎に不要時や休憩時間の消灯、パソコン省エネモードの設定、エアコンの温度適正化を推進しています。また工場部門では、省エネタイプのコンプレッサーの利用、照明のインバータ化、熱処理の集中稼働等の生産性向上によりエネルギーの低減に継続的に取り組んでいます。09年度はリーマンショックの景気低迷により受注減の影響もありエネルギー投入量減になりました、10年度は自動車部品事業部の大幅な改善と受注増となり、伴いエネルギー使用量も増加しました。生産高原単位では15.5節の図のようにCO2削減取り組みにより改善されています。



15.2 水資源投入、排水量と低減対策

2010年度は売上高の増加により水使用量が増加しましたが、水使用量削減の取り組みを継続しており、これからも削減につながる活動を続けて参ります。

対象範囲：国内+海外（NTVC、NTAV、NTZC、NTSS）

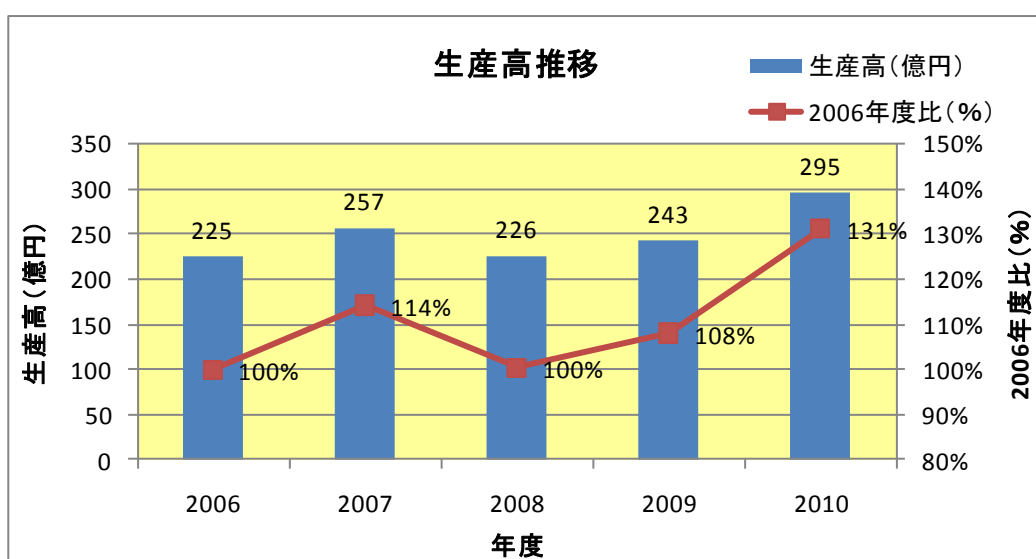


15.3 事業所内の循環的利用を行っている物質

当社では、自動車部品（コントロールバルブ）の検査試験用油の再生利用を行っています。今まで1種類の油について再生利用していた物をもう1種類増やしました。またトレー等副資材で、廃却していた物をリサイクルする等、海外物流における梱包資材のリユースも積極的に取り組んでいます。

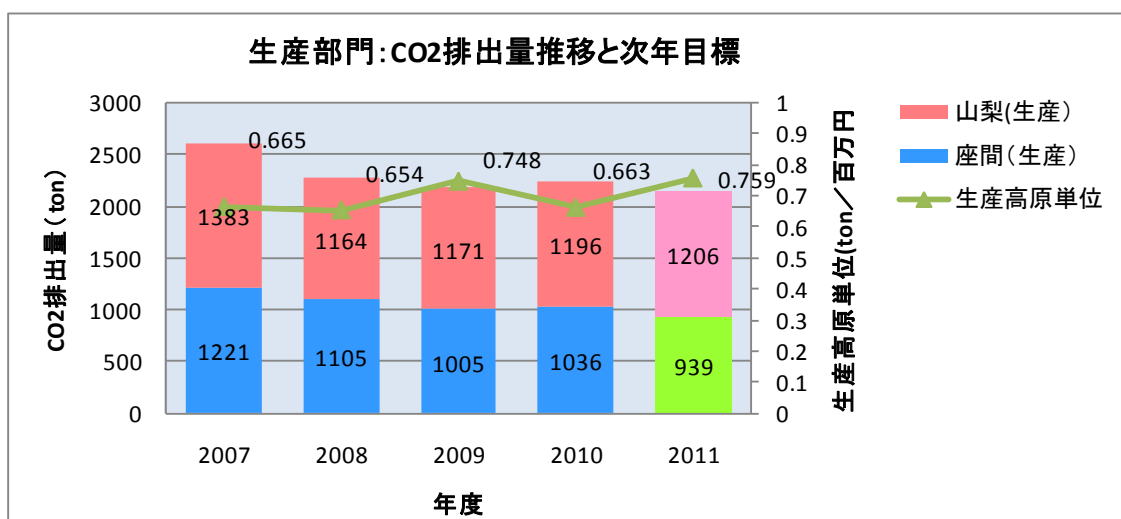
15.4 連結総製品生産高

当社の2010年度までの生産高（金額）を示しています。
2010年度は、2006年度比で31%増加し、回復してきました。
なお、次節のCO2原単位に使う生産高については「国内自家生産高」であります。

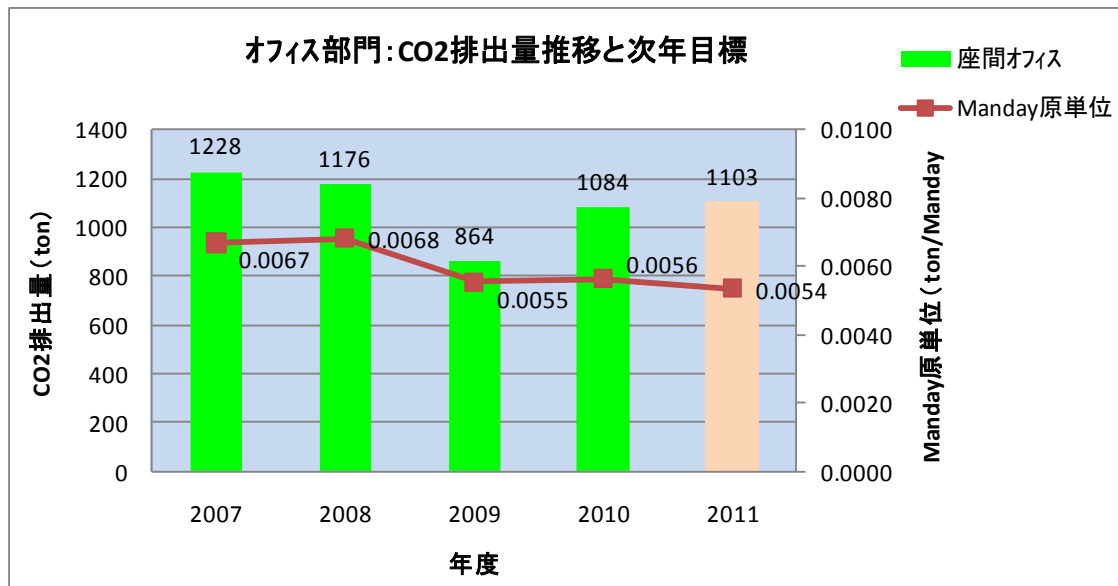


15.5 温室効果ガスと低減対策

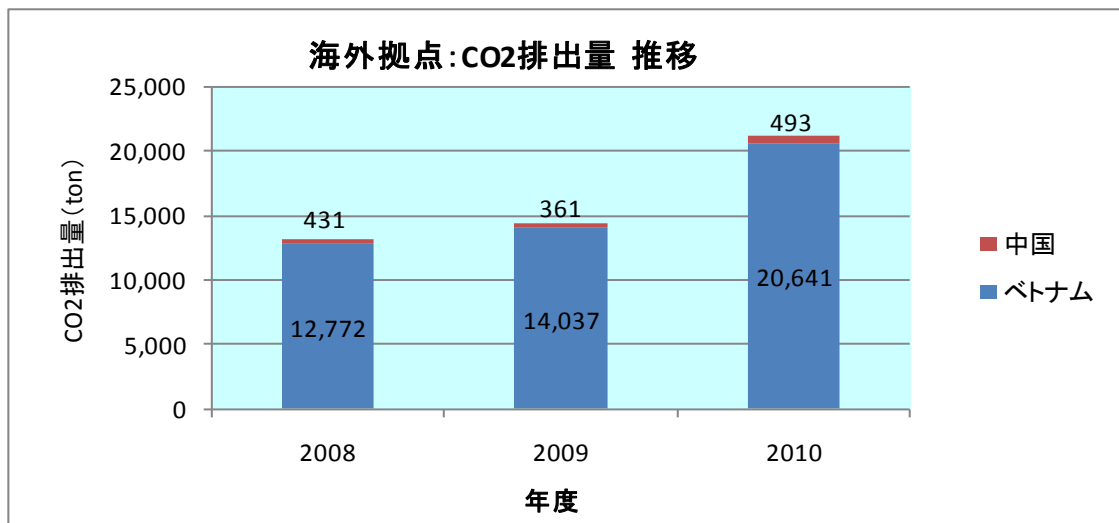
当社（国内事業所）のCO2排出量について、2010年度までの実績と2011年度までの目標を、環境省「温室効果ガス排出量算定方法、排出量一覧表係数に基づき算定しています。2010年度生産部門では、経済クラッシュの影響による生産高の激減による生産高原単位の悪化から回復しました。2011年度は、オフィス部門も含めて、2014年までの5年間で年平均1%以上のCO2原単位削減に継続して取り組みます。



15.5 温室効果ガスと低減対策（つづき）



海外事業所については、2008年度からのCO₂排出量の実績評価に基づき、低減活動を開始しました。自動車部品事業部は、受注増により中国に第二拠点工場を新設しました。



海外拠点：2008・2009

中国：NTKC、ベトナム：NTVC

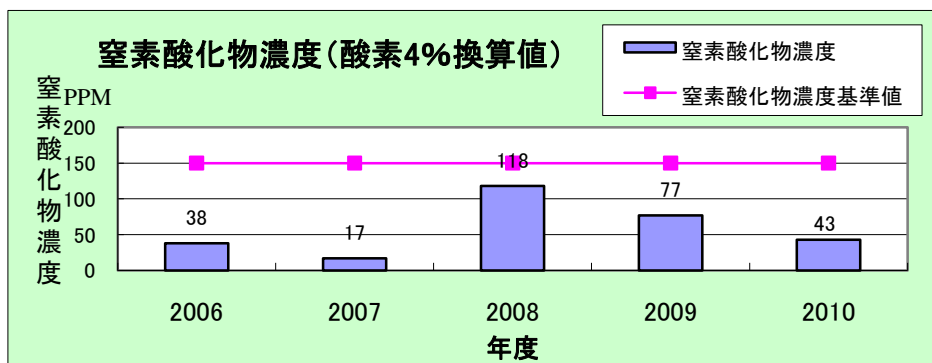
：2010

中国：NTZC・NTSS、ベトナム：NTVC・NTAV

15.6 大気汚染、生活環境に対する負荷

窒素酸化物濃度推移

2009年度は、一部使用していた冷房専用エアコンをヒートポンプ式に変更したことにより、以後電気量、CO₂と大気汚染物質排出量の削減に寄与しており、さらに2010年度は、重油による暖房の設定温度を下げ、ヒートポンプエアコンに切り替えを行っています。

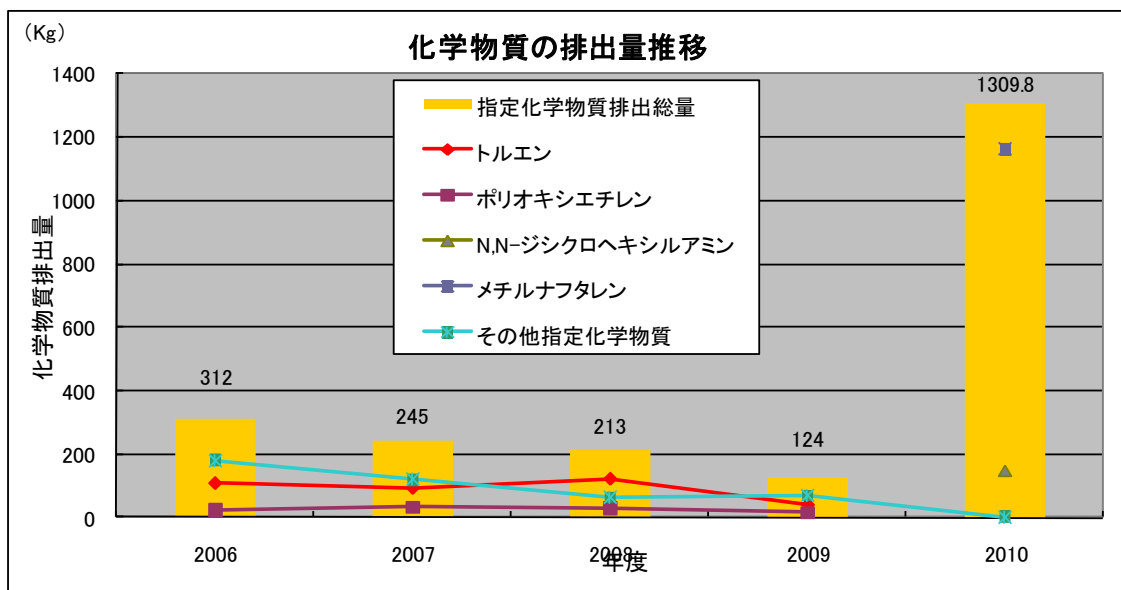


対象期間:
2006～
2010年
1回/年
対象場所:
座間本社
事業所

15.7 化学物質の排出量と低減対策

当社の取り扱う「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」の指定化学物質として、2009年度まで継続的に排出していたトルエン、ポリオキシエチレンですが、2010年度において全廃いたしました。これは主に、当社製品群の油洗浄及び塗膜に使用する「ラッカーシンナー」につき、PRTR 指定化学物質を含まないエコ化学製品に代替したことによります。また、散発的に排出していた「その他指定化学物質」についても2010年度は1.8Kgであり、ほぼ全廃いたしました。

図表は、国内における2006年度から2010年度までのPRTR 指定化学物質の排出量推移を示します。



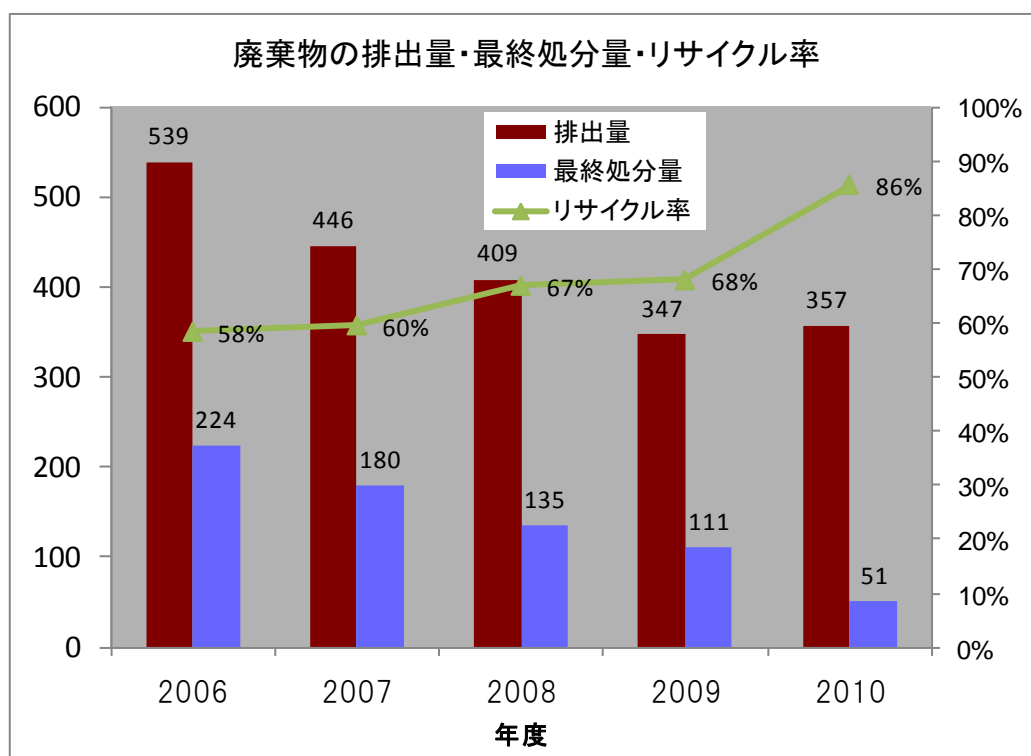
2010年度は、改正PRTR法施行令の施行に伴い、当社製品群の高精密切削加工において使用する「潤滑油」に含まれる化学物質 N,N-ジシクロヘキシルアミン並びに工場建物の冷暖房

に使用する「A重油」に含まれる化学物質メチルナフタレンが新たに PRTR 対象化学物質に指定されました。当社の PRTR 指定化学物質排出総量は、減少傾向から一転して大幅に増加しております。両物質で 1t 以上になっていますが、座間/山梨事業所別では 1 t 未満であることを確認しており届出義務は生じません。低減対策として、N,N-ジシクロヘキシルアミンについては、性能面で遜色のないエコ化学製品が販売され次第、代替いたします。メチルナフタレンについては、伝熱効率に優れる重油冷暖房機を長年使用してまいりましたが、PRTR 法並びに地球温暖化防止 (CO2 排出量削減) 等の環境側面から、本社オフィスビルにて導入実績のある都市ガスまたは電力によるヒートポンプ式エアコンを計画的に導入する予定です。

15.8 廃棄物等排出量と最終処分量、及び低減対策

当社は、廃棄物ゼロ・エミッション（最終埋立処分量率 1%未満）達成を目指し、2009 年度より 5 カ年計画にて全社活動を展開しております。

図表は、国内における 2006 年度から 2010 年度までの廃棄物の排出量・最終処分量・リサイクル率の推移を示します。



2010 年度は、廃棄物の分別徹底に注力し、リサイクル率の向上に努めましたが、3 年に 1 回の浄化槽（糞尿）のが発生しゼロ・エミッション率 10%には、程遠い数値となってしまいました。浄化槽より下水に変える方向で検討をはじめました。

2011 年度は、従来の 3 R より 4 R、第一に廃棄物の発生抑制 (Refuse)、第二に発生を減らす (Reduce)、第三に使用済製品・部品等の再使用 (Reuse)、第四に廃棄物の再資源化 (Recycle) を推進して参ります。

16. 外部コミュニケーション

16.1 お客様とのかかわり

外部コミュニケーションとしては行政機関、顧客、株主、地域住民の方からの環境に関する問い合わせ、要望等に対応しています。2010年度は地域住民からの問い合わせが騒音関係で3件ありましたが、即刻対応を行いご理解をいただいております。

<問い合わせ件数>

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
行政	0件	0件	0件	0件	0件
顧客	0件	0件	0件	0件	0件
株主	0件	0件	0件	0件	0件
地域住民	0件	0件	2件	1件	3件*
その他	0件	0件	0件	0件	0件
合計	0件	0件	0件	0件	0件

- * 2010年度の内容：①夜間熱処理ホップ騒音の苦情
②夜間第二工場給油ホップ騒音の苦情
③早朝ごみ収集車騒音の苦情

16.2 サプライヤーとのかかわり

環境に配慮した製品を市場に展開するため2007年度から「グリーン調達ガイドライン」を定め、環境負荷の少ない部品及び部材を調達する「グリーン調達」をお取引様と進めて参りました。

自動車部品事業部は対象159社から有害物質不使用（グリーン）宣誓書の提出を完了、Reach規則で上流から下流までのサプライチェーンで協力関係を構築し、環境に配慮した「グリーン購入」をさらに進めて参ります。

システム機器事業部では対象50社中46社からグリーン宣誓書の提出を受け（4社は小規模サプライヤ）、設計出図での100%ECO製品化で協力を頂いています。

16.3 地域社会とのかかわり

社会貢献活動の一環として、「事業所近隣道路の一斉清掃活動」、「河川清掃のボランティア活動」などを前年度に引き続き行っております。

また、8月の納涼祭では事業所ツアーの中で、地域住民および従業員家族に、パネル展示などで環境への取り組み状況を紹介しています。

<河川美化キャンペーン活動>

<相模川クリーン作戦>

<納涼祭>



17. GRIガイドライン対照表

GRI 2006ガイドラインとの対照表

1. 戦略および分析		該当ページ
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P2
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	—
2. 組織のプロフィール		
2.1	組織の名称	P3
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	P3
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	P3
2.4	組織の本社の所在地	P3
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	P3
2.6	所有形態の性質および法的形式	P3
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	—
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ・従業員数、・純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について）、・負債および株主資本に区分した総資産（民間組織について）、・提供する製品またはサービスの量、 報告組織は、上記に加え必要に応じて以下のような追加情報を提供することが推奨されている。 ・総資産、・受益所有権（最大株主の身元、株主保有率など） 以下に関して、国/地域ごとの内訳 ・総収入の5%以上を占める国/地域による売上/収入、・総収入の5%以上を占める国/地域によるコスト、従業員	P3
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更、・株主資本構造および資本形成における変更業務（民間組織の場合）	—
2.10	報告期間中の受賞歴	—
3. 報告要素		
報告書のプロフィール		
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など）	P1
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	2009.06
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	年次
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙
報告書のスコープおよびバウンダリー		
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断、・報告書内のおよびテーマの優先順位付け、・組織が報告書の利用を期待するステークホルダー	—
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）の詳細は、GRIバウンダリー・プロトコルを参照のこと	—
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する。	—
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大きな影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	—
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	—
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など）	—
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	P3
GRI内容索引		
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表 以下の項目を検索できるように、ページ番号またはwebリンクを明らかにする。 ・戦略および分析 1.1~1.2、・組織のプロフィール 2.1~2.10、・報告要素 3.1~3.13、・ガバナンス、コミットメントおよび参画 4.1~4.17、・カテゴリーごとのマネジメント・アプローチの開示、・中核パフォーマンス指標、・盛り込まれているGRIの追加指標、・報告書に盛り込まれているGRIの業種別補足文書の指標	P1
保証		
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する。	—
4. ガバナンス、コミットメントおよび参画		
ガバナンス		
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	P7
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	P7
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する。	—
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム 以下のプロセスへの参照を盛り込む。 ・少数株主が最高統治機関に意見を表明するための株主決議またはその他のメカニズムの利用、・組織レベルの「労使協議会」などの正式な代表組織および最高統治機関内の従業員代表との、職務上の関係についての従業員への通知および協議	—
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	—
4.6	最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	—
4.7	経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス	—
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則 以下の項目についての程度を説明する。 ・組織全体を通じて、異なる地域および部署/ユニットでどの程度適用されているか、・国際的に合意された基準にどの程度関連しているか	—

4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	—
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	—
	外部のイニシアティブへのコミットメント	
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	—
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	—
4.13	組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格	—
	ステークホルダー参画	
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	—
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	—
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	—
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸念事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	—
5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標		
経済パフォーマンス指標		
側面：経済的パフォーマンス		
EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	—
EC2	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	—
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—
EC4	政府から受けた相当の財務的支援	—
側面：市場での存在感		
EC5	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	—
EC6	主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合	—
EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	—
側面：間接的な経済的影響		
EC8	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開と影響	—
EC9	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	—
環境パフォーマンス指標		
側面：原材料		
EN1	使用原材料の重量または量	P10
EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	P10
側面：エネルギー		
EN3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	P10, P19
EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	P19, 20
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	—
EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	—
EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	—
側面：水		
EN8	水源からの総取水量	P10, P19
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—
EN10	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	—
側面：生物多様性		
EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	—
EN12	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著し	—
EN13	保護または復元されている生息地	—
EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	—
EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地に生息するIUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危惧性のレベルごとに分類する。	—
側面：排出物、廃水および廃棄物		
EN16	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	P20, 21
EN17	重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量	—
EN18	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	P20, 21
EN19	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	—
EN20	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	P22
EN21	水質および放出先ごとの総排水量	P19, 20
EN22	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	P23
EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	重大な漏洩なし
EN24	バーゼル条約付属文書 I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	—
EN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する。	—
側面：製品およびサービス		
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	P5, 6, P14~17
EN27	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	—
側面：遵守		
EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	違反なし
側面：輸送		
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	P10
側面：総合		
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	P9

社会パフォーマンス指標		
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）		
側面：雇用		
LA1	労働力の内訳雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	—
LA2	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	—
LA3	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	—
側面：労使関係		
LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	—
LA5	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	—
側面：労働安全衛生		
LA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	—
LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	—
LA8	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	—
LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	—
側面：研修および教育		
LA10	従業員のカテゴリ別の、従業員あたりの年間平均研修時間	—
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	—
LA12	定期的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	—
側面：多様性と機会均等		
LA13	機会均等に関する方針・プログラム性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリ別の従業員の内訳	—
LA14	従業員のカテゴリ別の、基本給与の男女比	—
人権パフォーマンス指標		
側面：投資および調達慣行		
HR1	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	—
HR2	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤ	—
HR3	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権の側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	—
側面：無差別		
HR4	差別事例の総件数と取られた措置	—
側面：結社の自由		
HR5	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置	—
側面：児童労働		
HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策	—
側面：強制労働		
HR7	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策	—
側面：保安慣行		
HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	—
側面：先住民の権利		
HR9	先住民の権利に関する違反事例の総件数と取られた措置	—
社会パフォーマンス指標		
側面：コミュニティ		
S01	参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性	—
側面：不正行為		
S02	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	—
S03	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	—
S04	不正行為事例に対応して取られた措置	—
側面：公共政策		
S05	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	—
S06	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	—
側面：反競争的な行動		
S07	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	—
側面：遵守		
S08	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	違反なし
製品責任のパフォーマンス指標		
側面：顧客の安全衛生		
PR1	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリの割合	—
PR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	違反なし
側面：製品およびサービスのラベリング		
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	—
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	—
側面：マーケティング・コミュニケーション		
PR6	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	—
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—
側面：顧客のプライバシー		
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	—
側面：遵守		
PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	—



ご意見・ご感想をお聞かせください

日本電産トーソク株式会社では、環境保全に全社を挙げて取り組んでいます。この報告書は当社の環境保全活動を、環境省の「環境報告ガイドライン2007」を参考に、なるべく解りやすく纏めましたが、まだまだ不十分な点多々あるかと思えます。今後の環境保全の取り組みや環境報告書づくりに、皆様のご意見を反映させていきたいと考えております。お手数ですが、ご意見・ご感想がございましたら soumu@nidec-tosok.co.jp へメールをいただければ幸いです。

日本電産トーソク株式会社 総務部

E-mail: soumu@nidec-tosok.co.jp

発行：2011年6月